

# 令和5年5月9日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年5月9日(火)  
13時54分～14時53分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件  
議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件  
議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件  
議案第6号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出  
2) 非農地通知について  
3) 業務報告・予定  
4) その他

出席委員 18名

1番 宇川 傳治	12番 谷口 修
2番 田悟 敏子	13番 宮西 勝昇
4番 坂田 信一	14番 加賀谷 良雄
5番 日光 善治	15番 高田 太衛
6番 三輪 和雄	16番 碓 善秋
7番 吉江 秀一	17番 木村 鉄雄
9番 西尾 和三郎	18番 沼田 吉雄
10番 多田 博次	19番 渋谷 忠司
11番 石丸 正明	20番 唐島 隆夫

欠席委員 3番 中村 重樹 8番 前田 真一郎

令和5年5月9日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
<p>会長</p>	<p>皆さんご苦労様です。時間前ですが、本日出席の皆さんがお揃いですので、始めたいと思います。</p> <p>皆様方には今、田植えの真っ最中で大変忙しい時間で、お互いに万障繰り合わせてこの会議に出席いただき大変ありがとうございます。</p> <p>先日、珠洲の方で、震度6強の大変大きい地震がありまして、私もその時ちょうど車に乗って〇〇さんの十字路におったのですが、電線は揺れる、車は揺れる、建物の横だったので、この家が崩れたらどうなるだろうと思いましたが、私の友達も珠洲の方におりまして、ちょうどあのお宮さんの近くで、なんのせ家の中がわやくになってしまって、どうすればいいやらとそんなことを言っておりました。これからの始末にしても、こちらから行こうと言っても、来てくれんな、余震がひどいからということで、私の耳の方へ入ってきました。また、このごろの天気につきましてでも、おとといからしまったストーブを引っ張り出さんなんような天気で、そうかいうたらこのような天気で、稲の発育もだいぶ順調にしているのではないかと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会5月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、18名で定足数（過半数）に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>欠席委員は、中村委員さん、前田委員さんとなっております。</p> <p>本日の議事録署名委員を指名いたします。12番の谷口委員さんと13番の宮西委員さんをお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請について」計3件</p> <p>○議案第4号 「農地法第4条の規定による許可申請について」計1件</p> <p>○議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請について」計2件</p> <p>○議案第6号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、4件の付議議案となっております。</p> <p>それでは、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号5番は、贈与により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は1筆で、面積は228㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、1ページから2ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号5番について、調査報告をお願いいたします。</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>それではご報告申し上げます。事務方から報告がありましたが、今回の内容につきましては、許可基準改正に伴う申請になります。</p> <p>譲受人は〇〇さん、奥さんは〇〇さんといひまして、譲渡人の〇〇さんの妹さんにあたります。ついては、〇〇さんお兄さんから妹さん夫婦に対する内容であります。申請地は図面の2を見ていただけるとわかると思いますが、〇〇5147-3、228㎡、農地は田になっていますが、現状は畑になっています。これも所有権の移転申請です。この図面を見ていただければわかるように、5151の上に2つ左側にありますこれが〇〇さんのお宅です。5147-4も〇〇さんの地面です。今回申請の5147-3というのは、隣の5147-1の大きな田んぼを30数年前に分筆した内容になっています。実態は平成元年6月に分筆登記をして、その時に〇〇さんが取得をされております。それ以降、妹さん夫婦に畑地としてすでに30数年間畑地として借用をしていた内容になっております。今回許可基準変更に伴いまして、申請をされた内容になっております。したがって30年以上前から畑地として活用しており、畑作業にも問題はありませんし、隣接する農地についても全く問題がないという状況になっております。ついては移転申請には問題がないと思いますのでよろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>

会長	<p>受付番号5番について、質問が無いようですので、次に、受付番号6番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号6番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は1筆で、面積は512㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、3ページから4ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号6番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>農地の売買による移動ということでありまして、問題の土地は譲渡人が〇〇さん、地図の3ページ目の〇〇さんというのは〇〇をされておりました、〇〇の〇〇をはさんで、反対側の道路に面したところが〇〇さんの自宅になります。問題の土地というのは田になっているんですが、実際のところは20年以上不作、耕作されていない地面でありまして、なぜかという、とにかく沈む、トラクター、田植え機、コンバインが湿田になっておりまして、耕作できないということで荒地になっておりまして、草刈りを〇〇さんのほうでされていたということで、今後も〇〇さんのところで耕作する意思がないということで、合わせて隣の宅地に面しておるので、買い取っていただきたい、もしくはあげてもいいくらいの地面になっておるようでございます。用水は〇〇さんの宅地のへりを通して、〇〇側のところが用水になっています。田んぼの中もしくは脇に細い側溝があるんですが、そこに水を通して、広い道路の方に排水するという格好になっています。実際には雨水、用水の水については用水排水を新たに準備するなり、暗渠にするなりして、水については処理をしたいということでありまして。実際には湿田が、おそらく土盛りをして苗木を育てるような形になると思われるのですが、どちらも耕作者になりますので、問題はないかと思っておりますので、よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>

会長	受付番号6番について、質問が無いようですので、次に、受付番号7番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号7番は、贈与により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は4筆で、合計面積は13,182㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、5ページから9ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号7番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	<p>報告いたします。譲渡人が〇〇さん、80歳の方です。譲受人の〇〇さんが息子さんです。〇〇さんに話を聞いてきたんですが、昨年まで田んぼを自分でやっておられました。ほとんど自分が主体でやってきたということですが、去年体を悪くして、たまたまそのタイミングで使っていた機械も次から次へと壊れてきたと今年はちょっとできないなということで、息子さんや兄弟さんに相談したところ、この機会に生前贈与をした方が良いのではないかということで、司法書士に相談したら、それはそれでそうしましょうということになって、農地は農地で引き継いで、問題ないんじゃないかなという風に思っております。司法書士の話においては、生前贈与になりますが、税金とかもそんな変わるわけではないということで話が進んでいるということで、特に問題はないかと思いますが、遺産相続の場合は報告ですませますが、生前贈与の際には申請することが必要なのでしょうか。</p>
事務局	<p>相続の場合は許可なしに一方的に移ってしまうのですが、これは移さないことができるので、許可を出す必要があります。相続はだめだと言っても確実に移るので報告だけですが、生前贈与の場合は、やらないということができるので、申請が必要になります。</p>
会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第3号については「承認」としてよろしいですか。

全委員	異議なし
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第3号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第4号の「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書2ページをご覧ください。</p> <p>受付番号1番は、申請者が〇〇さんです。対象の農地は2筆で合計面積が113㎡となっており、住宅敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、10ページから13ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、都市計画法の用途区域内ということで3種農地となりますので、『原則許可』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。</p> <p>なお、申請地は昭和54年と平成3年から違反転用となっており、現況地目は宅地となっております。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号1番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>報告申し上げます。12、13ページを見ていただきましたら、12ページの赤いところの両サイドが農地で残っているということで、なぜこんなことになったのかねと聞いたところ、実際そこに住んでおられる方も、親の相続でやっていて全部宅地になっているものだと思っていたというのが実態でした。おじいちゃんの相続の時にはなっていたかと思っていたのですが、今度母親の相続の時が来まして、その時に農地が残っているよということが発覚したということです。細い両サイドに農地があるということがわかったそうです。本人たちも残っているとは思っていませんでしたが、このままではだめですよということで、慌てて申請をして農地転用をしようということです。13ページの写真を見ていただくとわかると思うのですが、もう永年住宅化して自分たちの生活の中に農地が入ってしまっておりますので、今さら元に戻すような感じでもありませんし、本人たちも何かにしようということもないし、このまま今まで通りにしたいという考えです。この</p>

	<p>両サイドの方は住宅されていますし、農地として残したらいいのかもしれないませんが、農地として残しても価値も高いようでもありませんし、この機会に農地の転用の申請を許可していただければと思います。本人さんからは始末書も出ておりますし、地域からの皆さんからの理解も得ておりますし、なんのせ知らなかったということが実態です。これからはしっかりと近隣との土地境についても確認しておいてくださいと言い含めて、半分笑い話のような形で帰ってきましたけども、何にしても初めて分かったんでという話でした。遅ればせながら本人自身も知らなかったということなので何とか了承いただいた位と思います。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第4号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第4号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第5号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書3ページをご覧ください。</p> <p>受付番号1番は、賃貸借権の設定ということで賃貸人が〇〇さん外1名、賃借人が〇〇さんです。対象の農地は5筆で合計面積が12,342㎡となっており、一時転用（砂利採取）のため転用を行おうとするものです。位置図については、14ページから17ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『一時転用』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号1番について、調査報告をお願いします。</p>

〇〇委員	<p>譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんと〇〇さん、総面積につきましては、12,342㎡、これは砂利採取の件で申請があがります。位置図につきましては14ページ、片方2枚は〇〇田んぼ、片方は1枚半は〇〇田んぼということで、各区長さんとかそこらの関係から同意を得ているのですが、〇〇さんの方に話を聞きに行きましたら、実をいうたら、私らそんなこと思っていなかったのですが、この田んぼについては〇〇さんが耕作されます。なんか田んぼががたがたやもんで砂利掘っていいがにしてもらえばいいがじゃないかという話が出て、砂利を掘るのに同意したという結果でした。特に〇〇の区長さんからも問題はないということで、皆さん審議していただきたいと思います。どうかひとつよろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>受付番号1番について、質問が無いようですので、次に、受付番号2番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号2番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。対象の農地は1筆で面積が129㎡となっており、住宅敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、18ページから21ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、都市計画法の用途区域内ということで3種農地となりますので、『原則許可』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。</p> <p>なお、申請地は平成元年から違反転用となっており、現況地目は雑種地となっております。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号2番について、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>報告いたします。譲渡人〇〇さんが現在88歳で施設に入っておられますので、奥さんに聞いてきました。違反転用ということで、わかったのは、この土地の近所に〇〇さんの家があって、そのお孫さんが買って、〇〇さんの息子さんと〇〇さんの息子さんが同級生同士で話が進み、その時に初めて違反転用があるとわかったそうです。</p> <p>奥さんに話を聞いてみると、奥さんがお嫁に来た時にはもうなって</p>

	<p>いたと、平成元年より前で、僕らが子供の時は確かにたんぼがあったけど、いつ転用されたかはわかりませんが、〇〇さんには詳しい話が聞けない状態なので、奥さんの方が確かだと思います。〇〇さんのお孫さんですが、19ページの地図でいうと、赤くなったところで、この上の方から全部道路が付いていて、目当てのところは全部買って宅地にするということです。違反転用のところだけが問題で、始末書と地区の区長の同意書がついております。私としてはこの際きちんとするのでいいのではないかと考えています。ちなみにこの辺一帯は全部住宅地です。</p>
事務局	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第5号については「承認」としてよろしいですか。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第5号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第6号「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第6号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。</p> <p>4ページをご覧ください。小矢部市長より農地利用集積計画の制定について諮問がありました。</p> <p>内訳につきましては、5ページの利用権設定集計にありますように、「10年以上」利用権設定が7件で、合計面積が26,571㎡であり、すべて新規となっております。「6年以上10年未満」、「3年以上6年未満」、「1年以上3年未満」の利用権設定はありません。</p> <p>申請の内容は6ページに記載のとおりです。</p> <p>これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。</p>
会長	<p>それでは、ただいまの件についてですが、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第6号については「承認」としてよろしいですか。</p>

全委員	異議なし
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第6号については「承認」といたします。</p> <p>これで、付議議案はすべて終了いたしました。</p> <p>協議事項は、今回ありません。</p> <p>次に、報告事項について事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>報告事項説明</p> <p>1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 7～10ページ</p> <p>2) 非農地通知について 11～17ページ</p> <p>3) 業務報告・予定 18ページ</p> <p>4) その他連絡事項</p>
会長	それでは、ただいまの件について、ご質問等ございませんか。
会長	<p>無いようでしたら、本日の案件については全て終了いたします。これにて総会を閉会したいと思います。</p> <p>閉会の挨拶を日光職務代理よりお願いします。</p>
職務代理	<p>本日は大変忙しい中ご苦勞様でした。</p> <p>まだまだ忙しい日が続きますが、毎回言っておりますが、作業事故のないように、また健康に留意されてお願いいたします。</p> <p>これで5月の総会を終了いたします。ありがとうございました。</p>
	－5月総会終了－

上記の通り、総会の議事録を確認する。

なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和5年5月9日

会長 宇川 傳 治

議事録署名委員 12番 谷 口 修

13番 宮 西 勝 昇

